

中小企業のみなさまのための自動車共済です

関東自動車共済



事故受付は 24 時間体制

使用目的を問わず同じ掛金

相互扶助が目的です

たすけあい

ゆとり

あんしん



中小企業のみなさまのための 自動車共済です。

「共済」とは「互いに助け合う」という意味の言葉で、
営利を目的とするものではなく、
相互扶助を目的とするところが大きな特徴です。

3つのあんしん

1 現在の無事故歴を 引き継げます

損保や他共済の無事故等級(ノンフリート等級)およびフリート契約の優良割引率を継承します。

2 万一の事故対応も 安心の示談交渉サービス

- ・相手方との示談交渉はもとより、各種書類の作成など事故解決まで誠意を持って対応します。
- ・専門職員によるキメ細かい交渉と、ご契約者には密にご連絡。
- ・訴訟の対応も、顧問弁護士と万全の協力体制をとります。

3 全国5つの組合が、 万全の事故・故障対応！

どこで事故や故障が発生しても、全国にある5つの組合が皆様をサポートいたします。お手間や不安を取り除くキメの細かいサービスを提供いたします。

全国自動車共済協同組合連合会

- 北海道自動車共済協同組合
- 東北自動車共済協同組合
- 関東自動車共済協同組合
- 中部自動車共済協同組合
- 西日本自動車共済協同組合



対人賠償共済

示談交渉付

●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、歩行者や他の車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負ったときに、被害者1名ごとに自賠責共済等の補償額を超える部分に対し、共済金額を限度に共済金をお支払いします。

●共済金をお支払いできない主な場合

自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中に死傷されたり、後遺障害を被られた場合、約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ（下表）によって異なります。

○：補償します X：補償しません	○：補償します X：補償しません
共済金をお支払いする損害 (ご契約車搭乗中のみ補償)	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした ※1
基本補償	○ X
車外事故特約 ※2	○ ○

※1 他車運転特約により補償の対象となる場合があります(自家用8車種) ※2 記名被共済者が個人の場合のみ付帯可能です。

●車外交通事故の場合、次の方々が補償の対象(被共済者)となります。

- 記名被共済者
- 記名被共済者の配偶者
- 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子様

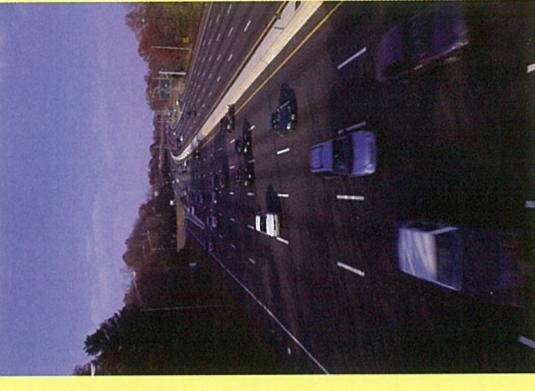
*記名被共済者とはご契約のお車を主に使用される方で共済証の被共済者欄にお名前が記載された被共済者をいいます。

1. 人身傷害共済をご契約のお車から損害が発生した場合、お客様に生じた総損害額に対する人身傷害共済から、人身傷害共済の共済金額を限度に共済金をお支払いします。
【ご注意】人身傷害共済から損害が発生した場合は、自損車修理特約から共済金をお支払いできません。
2. 記名被共済者が個人かつ、同居の親族を含め複数台のお車がある場合で、1台目のお車が当組合または他社で人身傷害共済(保険)をご要約中の場合には、2台目以降のお車にお付けいただく人身傷害共済(車外事故特約)の重複にご注意ください。

POINT

万一の事故でも十分な補償が得られるように、 共済金額は十分な金額で設定してください

●総損害額の例(各年齢別の損害額の目安)



年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害
25歳	あり(1名)	8,000万円	1億6,000万円
35歳	なし	7,000万円	
45歳	あり(2名)	8,000万円	1億5,000万円
55歳	なし	6,000万円	1億4,000万円
65歳	あり(1名)	6,000万円	1億2,000万円
	なし	3,500万円	9,000万円



●共済金をお支払いする主な場合

次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を受けた場合に、それによって被共済者が被った損害。

- 共済金をお支払いできない主な場合

●共済金をお支払いする主な場合

自動車事故により、他人の自動車などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った時に、1事故につき共済金額を限度に共済金をお支払いします。



対物賠償共済

示談交渉付

●共済金をお支払いする主な場合

次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を受けた場合に、その超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故日の翌日から6カ月以内に相手自動車を修理された場合に限ります)

●対物賠償高額判決例

認容総損害額 1億3,450万円	裁判日・判決日 東京地裁 平成8年7月17日	損害額 ・建物損害……10,904万円 ・パチンコ台……255万円 ・自販機利益……43万円	内訟 ・逸失利益……2,248万円
1億1,798万円	大阪地裁 平成23年12月7日	損害額 ・積荷損害……11,679万円 ・輸送費……119万円	

●対物超過修理費用特約

●共済金をお支払いする主な場合

対物賠償が支払われる場合で相手自動車が全損となり、修理費用が時価額を超える場合に、その超過する修理費用について50万円を限度に共済金をお支払いします。(事故日の翌日から6カ月以内に相手自動車を修理された場合に限ります)

●対人・対物賠償共済共通のお支払いできない主な場合

・被共済者の故意による損害・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子に対する損害
・戦争、外国の武力行使、暴動、地震、津波、革命、内乱、紛争、台風・高潮・洪水、核燃料物質等による損害
・ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること。またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害

搭乗者傷害共済

●共済をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中の日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合に共済金をお支払いいたします。

医療共済金(部位・症状別)	
死亡	死亡共済金 お亡くなりになった場合にお支払いします。 共済記載の搭乗者傷害共済1名共済金額をお支払いします。
後遺障害	後遺障害共済金 後遺障害の生じた場合に、その障害の程度に応じて共済金額をお支払いします。※約款の「後遺障害等級表」に従う。
重度後遺障害 特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合に共済金額の10%をお支払いします。 (100万円限度)

自損事故傷害特約	
●共済金をお支払いする主な場合	自損事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡したり、身体に後遺障害または傷害をお支払いします。

無共済車傷害特約

●共済をお支払いする主な場合

人身傷害共済・無共済車傷害特約・自損事故傷害特約・搭乗者傷害共済	
●共済をお支払いする主な場合	自動車事故により、被共済者(運転手を含みます)が死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合で、他の自動車が無共済であったなど十分な損害賠償を受けられないときに共済金をお支払いします。

人身傷害共済・無共済車傷害特約・自損事故傷害特約・搭乗者傷害共済

●共済をお支払いする主な場合

- 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害・損害
- 戦争、外國の武力行使、暴動、革命、内乱、紛争、地震・噴火・津波、台風・高潮・洪水、核燃料物質等によって生じた傷害・損害
- 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者に生じた傷害・損害
- 被共済者が正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害・損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転によりその本人に生じた傷害・損害
- 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害・損害
- 共済金を受取るべき者の故意などによって生じた傷害・損害(その者の受取るべき金額部分)
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用することにおいて使用することにより生じた傷害

車両共済

一般車両共済

●共済をお支払いする主な場合

ご契約のお車が衝突・接触・火災・盗難などの偶然な事故により損害を被った場合に、共済金額を限度にお支払いします。



共済金をお支払いする損害	車同士の事故 (衝突・接触)	積動物との事故 (衝突・接触)	自転車との事故 (衝突・接触)	飛来中・落下中の他物との衝突	火災・爆発	盗難
一般車両	○	○	○	○	○	○
車対車事故・危険限定	○(条件付)	○(条件付)	×	○	○	○
共済金をお支払いする損害	悪ガラス破損・ いたずら・落書き	台風・たつ巻 洪水・大潮	墜落・転覆	あて逃げ (相手車不明)	車両入れ先敗	電柱・ガードレール 等との衝突接触
一般車両	○	○	○	○	○	○
車対車事故・危険限定	○	○	×	×	×	×

○：補償します X：補償しません 条件付：相手自動車の登録番号、所有者、運転者等が確認できた場合に共済金をお支払いします。

車両共済(車対車事故・危険限定含む)のお支払いができない主な場合

- ご契約者、被共済者または共済金を受取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害
- 戦争、外國の武力行使、暴動、革命、内乱、紛争、地震・噴火・津波、核燃料物質等によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害、故意損傷、故意損壊、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、瑕疵、腐食、さび、その他の自然消耗
- タイヤ及びご契約のお車に定着されている改変を行った部分品の単独損害、法令により禁止されている改変を行った部分品に生じた損害
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、またはこれらを目的として使用することにより生じた損害

車両新価特約

●共済をお支払いする主な場合

ご契約のお車が事故で全損または新車価格相当額の50%以上に達する場合に新車共済金額を限度にお支払いします。

車両超過修理費用特約

●共済をお支払いする主な場合

- ご契約のお車が事故により損害を受けた場合に該当する場合など一定の条件を満たすときは、継続後のご契約の等級および事故による車両共済金額をお支払います。(事故の翌日から6ヶ月以内にて契約のお車の修理費用について50万円を限度にお支払いします。)
- ご契約のお車が事故で全損または新車価格相当額の50%以上に達する場合に新車共済金額を限度にお支払いします。
- 協定共済金額を超えて修理する場合に限りります。
- 車両無過失事故の特則
- 相手自動車との衝突・接触事故による車両共済金のお支払いについて、次のいずれかの条件に該当する場合など一定の条件を満たすとき、「赤シート」「ラインオーバー」、「セントラル保険料無税」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触による事故がなかったものとして取り扱う特則です。●相手自動車の「赤シート」「ラインオーバー」、「セントラル保険料無税」または「駐停車中のご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかった」と当組合が判断した場合。●事故発生時に運転者または所有者が確認された事故に限ります。※ご注意「相手自動車」およびその運転者または所有者が確認された事故に限ります。

人身傷害共済・無共済車傷害特約・自損事故傷害特約・搭乗者傷害共済

共通のお支払いができない主な場合

- 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害・損害
- 戦争、外國の武力行使、暴動、革命、内乱、紛争、地震・噴火・津波、台風・高潮・洪水、核燃料物質等によって生じた傷害・損害
- 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者に生じた傷害・損害
- 被共済者が正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害・損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転によりその本人に生じた傷害・損害
- 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害・損害
- 共済金を受取るべき者の故意などによって生じた傷害・損害(その者の受取るべき金額部分)
- ご契約のお車を競技・曲技等のために使用すること、またはこれらを目的として使用することにより生じた傷害

ロードアシスタンスに関する特約とサービス

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約



ロードアシスタンス特約

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となつた場合に、当組合提携のロードサービス業者がレッカーケン引や30分程度の応急処置などをを行います。

燃料切れ時給油サービス

レッカーケン引	応急処置
ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できなくなつた場合に、最大10㍑まで無料で、共済期間中に1回に限り提供します。電気自動車の場合は充電、または燃料補給ができるところまでレッカーケン引を行います。(30km限度)。その場合、充電代等はお客様のご負担となります。	30分程度で対応可能な応急処置の主な例



ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できなくなつた場合に、最大10㍑まで無料で、共済期間中に1回に限り提供します。電気自動車の場合は充電、または燃料補給ができるところまでレッカーケン引を行います。(30km限度)。その場合、充電代等はお客様のご負担となります。

主 事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となりますのでご注意ください。

注 ロードアシスタンス特約によつてはロードサービス業者の現場到着時に時間がかかる場合があります。ご了承ください。

ロードアシスタンスの対象とならない場合

- 被共済者の故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
- 違法改造車・無免許運転・酒気帯び運転など法令に違反している場合
- 地震、噴火、津波などに起因する場合
- 自宅駐車場または、同等と判断できる保管場所での燃料切れの場合
- タイヤのスリップなど単なる走行困難な場合(雪道・泥道・砂浜など)
- 修理工場から他の場所へのレッカーケン引



ロードアシスタンス宿泊費用特約

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーケン引された場合に発生した所定の宿泊費用、または移動費用を共済金としてお支払いします。※「ロードアシスタンス特約」のレッカーケン引費用のみ対象となる場合に限ります。

燃料切れ時給油サービス

宿泊費用	移動費用
事故・故障現場から自宅または出発地もしくは当面の目的地への移動をするために、ご利用者が負担された交通費をお支払いします。 ※レンタカー・タクシーご利用の場合は、1事故1台につき2万円限度となります。	ご契約のお車がレッカーケン引され、修理等にて修理が完了した後、合理的な路線および方法でご契約のお車を引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。ただし、レンタカーを利用する場合の費用を除きます。



ロードアシスタンス超過費用特約

オプション

大型自動車等

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーケン引された場合に、修理が完了した後、合理的な路線および方法でご契約のお車を引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。※「ロードアシスタンス特約」のレッカーケン引費用のみ対象となる場合に限ります。

事故・故障時代車費用特約

オプション

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーケン引された場合に、修理が完了した後、合理的な路線および方法でご契約のお車を引き取るために要した往路1名分の交通費をお支払いします。※「ロードアシスタンス特約」の「レッカーケン引費用」がお支払い対象となる場合、または車両共済のお支払い対象となる場合に限ります。

ロードアシスタンス代車費用特約

オプション

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーケン引された場合に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間^{※2}のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。※1.ロードアシスタンス特約の「レッカーケン引費用」がお支払い対象となる場合、または車両共済のお支払い対象となる場合に限ります。

事故・故障時代車費用特約

オプション

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障により自力走行不能となりレッカーケン引された場合に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間^{※2}のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。※1.ロードアシスタンス特約の「レッカーケン引費用」がお支払い対象となる場合に限ります。

ロードアシスタンス専用デスク

24時間365日OK!



レッカーケン引などのご契約自動車のトラブルは

ロードアシスタンス専用デスク

24時間365日OK!

特約	補償範囲	レッカーケン引する場合		レッカーケン引しない場合	特約がセットできる条件
		事故	故障		
事故・故障時代車費用特約	○	○	○	○	車両共済 付帯あり
ロードアシスタンス代車費用特約	○	○	○	×	—

※「事故・故障時代車費用特約」と「ロードアシスタンス代車費用特約」をあわせて契約することはできません。

※ロードアシスタンス特約の「レッカーケン引費用」がお支払い対象となる場合、運転者年齢条件特約、または運転者本人・配偶者既定特約は適用しません。

共済契約に関するノンフリート等級別割引・増制度

前契約がない場合は6(S)等級となります。自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方(記名被共済者・車両所有者がいざれど個人)が、2台目以降の自動車(自家用8車種)を新たにご契約される場合で以下の条件を満たすときは、7(S)等級となります。

※自家用8車種とは自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下・最大積載量0.5t超2t以下)、特種用途自動車(キャビンク車)を指します。

新たにご契約される場合

複数所有新規契約7(S)等級適用条件

新たにご契約される2台目以降の記名被共済者・車両所有者がいざれど個人で、かつ下表に該当することが条件となります。

等級	割引・割増率	割引率(%)	記名被共済者の記名被共済者	他損保会社	自動車共済
6(S)	4% 割増	1	2	3	4
7(S)	34% 割引	5	6(F)	7(F)	8



運用する割引増率について

前契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割引増率を適用します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割引増率、1年～6年の場合は「事故有」の割引増率を適用します。

等 級	割引率(%)											
無 事 故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48
事 故 有							20	21	22	23	25	27

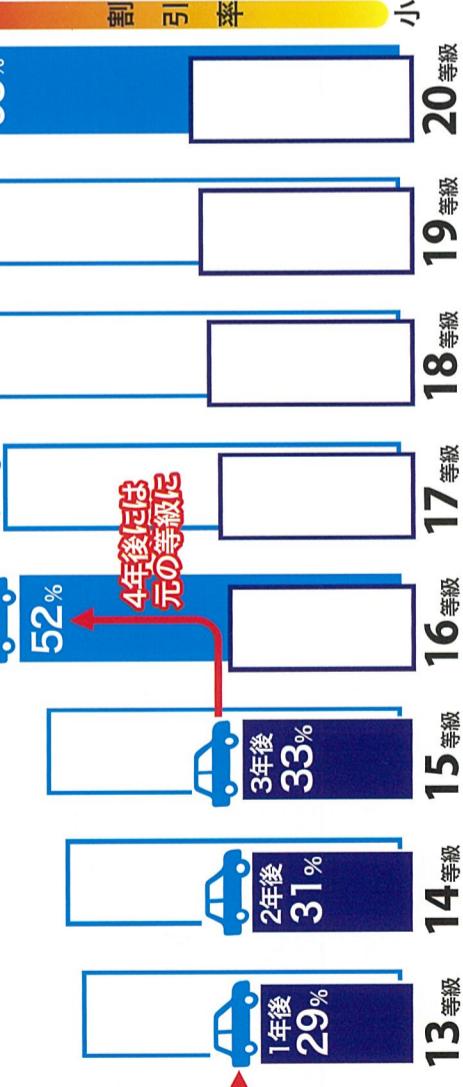
事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次の通り取り扱います。ただし6年を上限として0年を下限とします。

- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」
- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

前契約(事故有係数適用期間0年)に3等級ダウン事故が1件あつた場合、3年間「事故有」の割引増率を適用します。3年間無事故であった場合、4年後に「3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を加えます。



運転者年齢条件特約 オプション

●自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車 ●自家用軽四輪乗用車 ●二輪自動車 ●原動機付自転車

年齢 ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合せて年齢条件を設定することができます。
※自家用8車種とは自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下・最大積載量0.5t超2t以下)、特種用途自動車(キャビンク車)を指します。



※ご契約のお車が原動機付自転車の場合「全年齢」「21才以上」のいずれかをお選びください。

記名被共済者が個人の場合

(記名被共済者の年齢区分)

年齢条件を以下の中から設定する場合、共済期間の初日における記名被共済者の年齢が、74歳以下の場合と75歳以上の場合は、共済掛金が異なります。
・21歳以上補償・26歳以上補償・30歳以上補償・35歳以上補償

年齢条件の適用範囲

次の①～④までに該当する方々の中で、設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故に限り共済金をお支払いします。
①記名被共済者 ②記名被共済者の配偶者 ③記名被共済者またはその配偶者の同居の家族
④①～③までの業務(家事を除く)に從事中の使用人
※① 運転者本人・配偶者誕生日特約をセットした場合は①～②に該当する方々にあわせて設定してください。

自動車共済独自の割引と特約

団体割引|共済独自

協同組合や企業組合等で当組合が定める基準を満たす団体等の場合、団体の構成員の方に適用されます。お取り扱いに際しては所定の条件がありますので、詳細は代理所または当組合までおたずねください。
注:「ノンフリート多数割引」、「フリート多数割引」および「3台契約割引」との重複適用はできません。

福祉施設割引|共済独自

記名被共済者が社会福祉法人等で、ご契約のお車が社会福祉施設等で使用する自動車の場合に適用されます。
また、ご契約のお車に「福祉車両割引」が適用される場合も重複して適用できます。
注:「公有・準公有自動車割引」との重複適用はできません。

臨時費用特約「まごころ」|共済独自

●共済金をお支払いする主な場合 治療日数4日目から補償開始のお見舞い費用等補償プラン
特長① 要約者または被共済者の範囲にお支払いします。
特長② 使い方は自由です。たとえば、お見舞いの諸費用など。
特長③ 運転者の本人・配偶者限定や年齢条件に関する特約は、適用されません。

その他の特約とサービス

新車割引



●自家用普通乗用車 ●自家用小型乗用車

●自家用軽四輪乗用車

初年度登録(検査)年月から共済契約始期年月までの経過月数が49ヶ月以内のお車に適用します。

自家用普通乗用車および自家用小型乗用車

経過月数	等級	割引率 (%)
6 (S)※1	対人賠償 対物賠償 人身傷害 搭乗者傷害 車両	37 34 40 40 39
7 (S)	15 14 25 25 17	
上記以外	6 5 18 18 10	

自家用軽四輪乗用車

経過月数	等級	割引率 (%)
6 (S)※1	対人賠償 対物賠償 人身傷害 搭乗者傷害 車両	25 28 45 45 18
7 (S)	10 12 25 25 9	
上記以外	1 3 18 18 1	

※1 6S等級の割引率は、事故有無で適用期間が0の場合に限ります。
1年以上の場合は、上記以外の割引率を適用します。

原付バイク特約



●共済金をお支払いする主な場合

1. 営業時間内の事故受付などは、ご契約の取扱代理所またはご契約支部にてご連絡下さい。
2. 夜間・休日の事故受付などは、ご契約者が当組合の休業日や深夜など時間外に事故を起こした場合はアドバイスいたします。事故内容の詳細については、後日ご契約の支部からご連絡を差し上げます。

**夜間・休日の事故受付ダイヤル
0120-89-8819**

1. 営業時間内の事故受付などは、ご契約の取扱代理所またはご契約支部にてご連絡下さい。
2. 夜間・休日の事故受付などは、ご契約者が当組合の休業日や深夜など時間外に事故を起こした場合はアドバイスいたします。事故内容の詳細については、後日ご契約の支部からご連絡を差し上げます。

必ずご確認ください

●契約締結時にご注意いただきたいこと

当組合の自動車共済にはじめてご契約の場合には、以下の出資金または員外利用料を払込みいただく必要があります。出資金および員外利用料は、ご契約いただくお車の会員に係ります。

・組合員資格者の場合：出資金(1口1,000円)

・組合員資格者以外の場合：員外利用料(1契約者につき1,000円)

ご契約の際、記名被共済者などの手帳名、お車の用途、車種、型式、初度登録年月・排気量・前契約との事実の有無・事件件数などをお知らせください。事実と相違している場合、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできなくなることがあります。

以下のお車の用途を変更した場合は、登録番号を変更する場合

・ご契約者の住所の変更
・車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装着などによりお車の時価が著しく増加する場合
・ご契約のお車の解消せずにいたくない場合は、事故の際にご共済金をお支払いあります。

①次のような場合、変更が生じた場合は運営なくご連絡ください。
・運営なくご連絡いただけない場合(手帳(変更手帳)の変換手帳(変換手帳)のうち、運営手帳(運営手帳)のうち)など)、または、事故の際にご共済金をお支払いあります。

②次のような場合、たまにご契約の場合は、当組合にご連絡ください。
・車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装着などによりお車の時価が著しく増加する場合
・ご契約のお車の解消せずにいたくない場合は、事故の際にご共済金をお支払いあります。

記名被共済者の氏名が変更となる場合

弁護士費用特約



被共済者に代わって示談交渉ができないときお役にたちます。(被共済者に過失の無い事故は損害調査担当者が示談交渉にあたることできません。)

●共済金をお支払いする主な場合

被共済者が自動車事故により身体や所有財物への被害を受けた場合、損害賠償のために弁護士費用や弁護士への法律相談費用を負担した場合に共済金をお支払いします。

- 弁護士費用として1事故1名300万円限度
- 法律相談費用として1事故1名10万円限度

他車運転特約

●共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者が個人の場合は、ご契約のお車が自家用8車種※である場合に自動付帯されます。他の自動車(自家用8車種※)に限りません。またご家族の所有自動車等を除きます)を運転中の事故に対し、他の自動車をご契約のお車とみなして賠償責任共済・人身傷害共済・自損事故共済・臨時費用共済・車両共済(所定の要件を満たす場合にかぎります)を適用します。
※自家用(普通・小型・陸四輪)乗用車、自家用(小型・陸四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下、最大積載量0.5t超2t以下)、特種用途自動車(キャンピングカー)

臨時代替自動車特約

●共済金をお支払いする主な場合

記名被共済者が法人の場合に自動付帯されます。ご契約のお車の整備・修理・点検中に臨時に借り受けた自動車をご契約のお車とみなしして賠償責任共済・人身傷害共済・搭乗者傷害共済・自損事故共済・車両共済(所定の要件を満たす場合にかぎります)を適用します。



**夜間・休日の事故受付ダイヤル
0120-89-8819**

1. 営業時間内の事故受付などは、ご契約の取扱代理所またはご契約支部にてご連絡下さい。
2. 夜間・休日の事故受付などは、ご契約者が当組合の休業日や深夜など時間外に事故を起こした場合はアドバイスいたします。事故内容の詳細については、後日ご契約の支部からご連絡を差し上げます。

必ずご確認ください

●契約締結後ににおいてご注意いただきたいこと

ご契約後、変更が生じた場合は運営なくご連絡ください。
運営なくご連絡いただけない場合(手帳(変更手帳)の変換手帳(変換手帳)のうち)など)、または、事故の際にご共済金をお支払いあります。
ご契約の際、記名被共済者などの手帳名、お車の用途、車種、型式、初度登録年月・排気量・前契約との事実の有無・事件件数などをお知らせください。
・車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装着などによりお車の時価が著しく増加する場合
・ご契約のお車の解消せずにいたくない場合は、事故の際にご共済金をお支払いあります。

①次のような場合、変更が生じた場合は運営なくご連絡ください。

・運営なくご連絡いただけない場合(手帳(変更手帳)のうち)など)、または、事故の際にご共済金をお支払いできません。
・車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装着などによりお車の時価が著しく増加する場合
・ご契約のお車の解消せずにいたくない場合は、事故の際にご共済金をお支払いあります。

②次のような場合、たまにご契約の場合は、当組合にご連絡ください。

・車両共済をご契約の場合でご契約のお車の改造や高価な付属品の装着などによりお車の時価が著しく増加する場合
・ご契約のお車の解消せずにいたくない場合は、事故の際にご共済金をお支払いあります。

記名被共済者の氏名が変更となる場合

このパンフレットは、「自動車共済」の概要を表したものであります。詳細については、「自動車共済ご契約のしおり」をご覧ください。なおご質問につきましては取扱い代理所または当組合にお問い合わせください。

お問い合わせ先
関東自動車共済協同組合 山梨県支部

Tel.055-237-8331 Fax.055-237-8332

〒400-0035 山梨県甲府市飯田4-4-2

Tel.055-237-8331 Fax.055-237-8332